**学校を休みがちな子どもがいる。**

**Ｑ10**

　「学校を休みがち」なのは、子どもからのSOSと考えましょう。その要因は「病気」「経済的な理由」「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景」「家族の世話」などさまざまであり、背景にいじめや校内暴力、体罰、虐待がある場合もあります。

**Ａ１　初期対応が大切です。**

学校を欠席した子どもについては、その日のうちに欠席理由や子どもの様子を把握することが基本です。

欠席・遅刻などの日数や頻度、欠席の連絡の有無や欠席理由を正確に記録しましょう。「腹痛」「頭痛」などを理由にした欠席連絡に対しても、くわしく状況を聞いたり、家庭訪問をするなどの初期対応が大切です。また、休みがちになる前に、身体症状の訴え、遅刻早退の増加、友達関係の変化、教職員との関係の変化などの変化がみられることもあります。日頃から子どもの変化を敏感にとらえるようにしましょう。

また、保護者と信頼関係を築き、連携して取り組むことが重要です。家庭訪問などで保護者や子どもの思いを聞き、家庭での様子を把握しましょう。

※　虐待が疑われる場合はＱ１9を参照してください。

**Ａ２　組織的に子どもを支援しましょう。**

子どもの状態だけでなく、子どもを取り巻く環境も含めて背景・原因を「見立て」ることと、解決に向けた目標設定と具体的な手立てを考えることが大切です。生徒指導担当や教育相談担当などをコーディネート役に、校内のケース会議で、各自の情報を共有しながら「見立て」に基づいた目標を設定し、具体的な手立てを考えて役割分担を行います。子どもへの具体的な支援について考えるため、子どもがどのような状態にいるのかを「見立て」、それぞれに応じた適切な支援をするためにも、組織的な対応が重要です。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、福祉部局・子ども家庭センターなどの関係機関とも積極的に連携してください。

**Ａ３　魅力ある学校づくりを進めましょう。**

「不登校問題に関する緊急対策会議の報告書『不登校はこどもからのＳＯＳ』」（平成15〔2000〕3月）の冊子には、「～不登校ゼロの学校訪問より～」として、次にあげる６点が記載されています。参考にして魅力的な学校づくりを進めてください。

① 不登校児童生徒をはじめ、全ての児童生徒のことを教職員がよく知っている。

② 生徒指導委員会を中心に学校体制が確立されている。

③ 楽しく分かる授業づくりが進み、児童生徒が授業を通して充実感や達成感を実感できている。

④ 児童・生徒会を中心に子どもの声が反映された学校づくりが取り組まれている。

⑤ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の外部人材との連携・協力が進む。

⑥ 児童生徒の不安や悩みを取り除く配慮が行き届いている。

**〈ポイント〉**

不登校生徒数は中学入学後１年間で小学６年生時の約２～３倍に増加しています（大阪府：平成10年度以降）。不登校を未然に防止するためには、小・中学校が連携し、系統性・継続性のある取組みをすることが重要です。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

「不登校の未然防止に向けて―複数の目で見守るシステム―」（大阪府教育委員会　平成18〔2006〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/hutoukou/index.html>

不登校未然防止にむけた９年間の取組みをわかりやすく図示したリーフレットです。ケース会議の進め方が示してあり、カンファレンスシートの様式も掲載されています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」

（大阪府教育委員会　令和2年（2020）4月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/hutoukou/index.html>

②「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省　令和元年〔2019〕年10月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm>

「不登校に対する基本的な考え方」「学校の取組」「関係機関との連携による取組」「多様な教育機会の確保」などをまとめています。

③「不登校への対応について―未来ある子どもたちのために―」（文部科学省　平成15〔2003〕年３月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/main.htm>

　上記の内容について、「不登校への対応にあたって（５つの視点）」「学校における取組」「Ｑ＆Ａ」など、わかりやすく説明してあります。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「すこやか教育相談」「すこやか相談＠大阪府（LINE相談）」（大阪府教育センター教育相談室　ホームページ）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センターの相談窓口で、不登校やいじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受け付けています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「子どもの笑顔が生まれる学校改善のためのガイドライン」(大阪府教育委員会　平成20〔2008〕年２月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/guidoline/index.html>

特に読んでほしいのは、学校力向上のためのガイドラインのうち、Ｐ14～Ｐ17　⑦安心して学べる学校環境⑧前向きで活動的な学校文化のページです。魅力ある学校づくりのために重要な要素が、事例紹介も含めて記述されています。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２　－集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第１章の１では、子どもの気持ちや願いをつかむために大切にしたい点やその方法の説明とともに、チェックシートや実践のエピソードが紹介されています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３　－集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２　－集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第８章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

【補足と発展】

保護者の養育力が子どもの欠席に影響を与えている場合などは、学校だけの対応では限界があります。専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）や関係機関（福祉・医療など）に、ケース会議への参加を依頼し、連携して保護者への支援を行うことが大切です。保護者自身が学校に対してさまざまな思いを持っている場合には、十分配慮して信頼関係を築くように努めましょう。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 近年、子どもの中には、児童虐待、いじめなどにより健やかな成長を阻害され、また、不登校や高校中途退学など学校に忌避感を示す子どもが少なからず存在する。これらの子どもにとっては、安心できる居場所がないという実態を深く受け止め、それぞれの状況に即したきめ細かな対応に努める必要がある。〔１－(3)－イ〕
* 一人ひとりの子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりを学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもに合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。〔２－(1)－イ－(ｱ)－ｃ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの問題は、人権侵害にもつながる問題であり、また、これらの事案の個々のケースにおいては、複数の児童生徒の人権相互間の調整を要することとなる場合も少なくない。学校においては、こうした可能性を常に念頭に置きつつ、問題解決に向けた取組を進める必要がある。〔第Ⅱ章－第１節－１．－(3)〕
* 教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っている。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味を持つ。また、とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなる。だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。（中略）これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。〔第Ⅱ章－第３節－１．－(3)－イ〕